

## イタリアにおけるインクルージョンの変遷と1992年第104法

The Development of Inclusion in Italy and 104<sup>th</sup> Law 1992

藤原紀子

FUJIWARA Noriko

(統合教育・イタリア・支援教師・基本法)

(STUDIO BLO SAS DI MARIO BRAZZO)

**要旨：**イタリア統合教育の歴史は、60年代各地で生まれた障害者の平等権利を主張する団体により、これまで「隔離」または「自宅待機」していた障害者を地域社会で健常者と同様に生活させようという運動に始まる。それは平等教育機会の追求に発展、1977年障害児に通常の学校で学習する権利が認められ、当時世界でも初の試みであった統合教育へ第1歩を踏み出した。現在イタリアでは障害のある生徒が保育園から大学に至るまで他の子どもたちと同じ教室で机を並べ学習し、その30年以上の歴史を誇る、いわば統合教育界の先進国である。日本が1979年養護学校義務化により障害種別の特別支援学校の設置を推進、各障害に適正な教育環境を追求したのに対し、イタリアでは、地域社会で家族や他の子どもたちと共存生活できるよう、健常児と同等な教育機会を追求した。

当報告では、地域に誕生した障害児の学習権を確固たるものにし、イタリア統合教育史上最も重要とされる1992年第104法を解説し、イタリア統合教育の全体像を紹介する。

**キーワード：** 統合教育、イタリア、支援教師、1992年第104法

**Key Words:** school inclusion, Italy, special education teacher, 104<sup>th</sup> law 1992

### I. はじめに

イタリアは公立の特殊教育学校及び通常の学校内にも特殊学級が存在しない国である。どんな子どもも0歳から地域の学校機関へ入学することが保障され、障害を理由に入学が拒否されることはない。現在世界の国々が行う“インクルージョン”の大部分が、通常学校内の特別支援学級と一般学級の併用を意味するのに対し、イタリアのそれは一般の学級で同級生と同じ科目を同じ時間に学ぶことを指す。ゆえに、イタリアの学校を覗いてみると、障害の度合い、障害の種類に関わらず、あらゆる性格をもつ子どもたちが通常学級に所属し同級生と共に学習している。

数年前訪ねたモデナ県の高等学校で学ぶ聾の生徒は、授業には音声文字化するパソコンソフトで教師の発する一字一句を拾い学習生活していた。また別の学校では、同級生の呼びかけに反応しているのを教師が発見したおかげで「聴覚がある」と再診された車椅子に乗った重度身体障害がある女兒も通学していた。

現在のイタリアでは特殊学校及び特殊学級の設立は、む

しろ隔離政策であり、障害児の教育権侵害とみなされる。なぜ、イタリアでは障害のある子どもが通常学校へ通学することが可能なのだろうか。

### II. 統合教育の制度化

#### 1. 排除の理論から統合教育へ

他の先進国同様イタリアにも各種特殊教育学校は存在しており、19世紀には国立の盲や聾学校が設立されている。統合教育が生まれるまでの端的なイタリア統合教育の変遷について、ローマのルムサ大学イタロ・フロリン教授は5段階に分類している：①1920年代の障害者排除と隔離、②60年代の障害者の治療化、③70年代前半の社会的送込、④70年代後半のインテグレーション、⑤90年代のインクルージョン<sup>1)</sup>。1920年代国政として盲聾学校が義務教育化されたのだが、それ以外の障害を持つ者は教育を受ける権利がなく、自宅で生活をしてきた。興味深いのはこの特殊教育学校義務化を通常の学校からの“隔離”とすら呼んでいるところである。60年代に入ると他の障害者を医療機関へ“収容”する治療政策がとられていく。しかし60年

1) Andrea Canevaro (a cura di) (2007). L'integrazione scolastica degli alunni con disabilità. Erickson, 129-156.

代後半から高まった障害者の社会参加運動による権利獲得で、イタリアの学校にも障害児が通学し始めた（1971年第118法第28条）。

現場では大きな混乱を呼び、不十分な学校側の建築設備や必要な専門家不在といった教育環境不足のみならず、入学拒否や仮に通学希望が許可されても地域によって校内の特殊学級に限定されたり、“住み分け”が依然継続していたので、当事者や関係者の間でも障害のある子どもを通常の学校へ通学させるかどうかには賛否両論あった。そのため障害によっては教育設備が不整備な通常の学校より専門家のそろった特殊教育学校へ戻るケースも起きるなど、全国で波紋を呼んだ。しかしこの議論で障害者の教育権と平等機会とは何かが問われ、それに応えるべくイタリアはわずか数年で上記の③から④という画期的飛躍をする。

## 2. 特殊学級の廃止

1975年当時教育省補佐官であったフランカ・ファルクッチ氏<sup>2)</sup>によりファルクッチ委員会が設置され、彼女によって、障害のある子どもの通常の学校における学習生活に配慮した有名な報告書、通称「ファルクッチ文書」<sup>3)</sup>が提出された。この報告書で初めて障害の有無を問わず“一切の例外なく”義務教育期にある学童全員を対象にした、子どもが同じ教室で共に学習する統合教育が提起された。国家はひとりひとりの子どもに教育する権利を保障するのみならず、国家が提供する教育機会とは誰もが生活地域の学校で行う学級参加であるとした。その前文で“発達、学習、適応障害のある子どもは発育する主役でなければならない”（同文書前文）とし、彼らの抱える問題に対応する能力と責任を各学校に課した。また、障害者がいる学級では授業が遅れ、教育活動が出来ないという意見に反論すべく、“各学校の教育活動はそれ自体が「主要」、「補足」、「普通」や「取り戻し」なのではなく、教育計画の到達レベルや、個人やグループの要望に関係し評価する時それらになるのだ”（同文書第1節）と明記し、教育活動とは、これまでイタリア教育の大半を占めていたような、教師が指導して与えるものなのではなく、主役である生徒に教育効果として現われて初めてその意味を持つのだという、従来の指導式教育から生徒主体型教育という学校哲学改革案でもあった。この文書はその後、統合教育をイタリア教育制度にした大黒柱となる、1977年第517法及び1992年第

104法の母体となったことから、“イタリア統合教育のマグナ・カルタ”とも呼ばれている。

このファルクッチ文書をたたき台にし、わずか2年で“特殊学級の廃止”が法制化された（1977年第517法<sup>4)</sup>）。ここで注意したいのは、義務教育として20年代に認定されていた通常の学校に設置されていた聾学級（1928年4月26日第1297法）及び盲聾の学童の義務教育（1928年2月5日第577法第175条）の廃止と、全ての子どもの通常の学級学習権保障であり、“特殊学級の禁止”ではないという点である。とはいえ既に保障されていた特定の障害者の義務教育に関する法を廃案にし、障害のある全ての子どもに学習権を認め、それは通常の学級で実行されるとしたことで、これまで認知されていなかった障害のある子どもにも門戸が開かれたのである。結果、通常の学校では特殊学級が編成されず、通常の学校で他の生徒と同様に学ぶことを希望する子どもは、直接通常の学級に入り、希望しない子どもは既成機関で学習生活を送るようになる。

かくして後の特殊学校を廃止へ導く法律が1977年成立し、イタリア統合教育は第1歩を踏み出した。しかしこの時点では世界に先駆けた統合教育はまだ産声を上げたに過ぎず、障害のある子ども全てが学区内の学校で“障害なく”送るには、綿密な体制や組織が十分整備されていなかった。実際、これまで教鞭をとっていた一般教員に特殊教育に関する専門知識が備わっていないため、仮に専門家が派遣されようと、学校側にも保護者側にも依然混乱や不安があり、非常に多くの異論反論が続いた。

関連して、同時期に精神科医フランコ・バサーリア氏<sup>5)</sup>が中心となった運動により、精神病院閉鎖につながるバサーリア法（1978年第180法）が制定され、精神障害治療の見直しが行われたことも当時の社会状況を反映しているといえよう。

## 3. インクルージョンへ

さて、90年代に入るとイタリア統合教育はその開始から10数年の経験と賛否両論を経て、更に円熟していく。興味深いのは反発が多かった統合教育は中断や衰退というより、むしろその継続強化に向かったことである。

先に述べたように、1977年第517法では全ての障害児に通常の学級で学習する権利が認められたのだが、小学校と中学校の義務教育期間のみを対象にしていたので、多く

2) キリスト民主党所属。現在上院議員で82～87年まで教育相大臣を4期務めた。

[http://it.wikipedia.org/wiki/Franca\\_Falcucci](http://it.wikipedia.org/wiki/Franca_Falcucci) (2009/11/30)

3) <http://www.edscuola.it/archivio/didattica/falcucci.html> (2009/11/30)

4) <http://www.handylex.org/stato/1040877.shtml> (2009/11/30)

5) [http://it.wikipedia.org/wiki/Franco\\_Basaglia](http://it.wikipedia.org/wiki/Franco_Basaglia) (2009/11/30)

の職業訓練校を含む高校生活は保障されていなかった。また実際の現場では、先の法律で小学校及び中学校の卒業試験を全廃し障害者が容易に入学卒業できるようにしたにも関わらず、学校の判断で留年も認められていた(1977年517法第1条)、同じ学年を繰り返し“卒業”する子どもたちも多くいた。また、障害児のいる学級は上限20名としていたが、学級担任によっては派遣された支援教員に障害児の教育を全部委託し、別室で個人授業させたり、学習権の尊重が物理的に行われ教室に居るだけという子どもも出てきた。責務を負われていた学校にも実行運営に関する規定が特にないので、学校の責務も漠然とし、全て現場の判断に任されるというのが実情であった。

そこで障害のある子どもが学習を円滑にさせるべく学校のみならず地域機関と連携し組織的に体系化し、障害児の教育権を詳細に保障した1992年104法が制定された。この法律により以前は技術的に特殊学校と選択可能であった通常の学校への通学を支援保護する明細な規定がされたので、結果的にイタリアで統合教育が完全に促進徹底され、各地の学校が閉校することとなった。

この法律の興味深い点は、就学後の就業生活も考慮し、最終的に先天的障害児はもとより後天性障害者にも自立的社会生活を送れるよう合理的配慮されている点である。これにより、1977年第517法には含まれていない職業訓練学校及び大学を含む各種高等機関でも障害のある子どもが自由に学習できる環境が整い、0歳児から成人まで障害者の社会生活全体に対する権利規定を保障した点で、従来のインテグレーションからインクルージョンへ昇格している。これは障害者の社会進出を促進し、イタリア社会全体を民主化した。統合教育のみならずあらゆる分野へまたがりよく熟慮された障害者の生活を保障する法律で、冒頭で障害者の権利を再確認し(第1条～第5条)、障害の早期発見に向けた行政対策やリハビリ医療(第6条～第11条)、就学生活(第12条～第17条)、就業生活(第18条～第22条)、私生活(第23条～第28条)、政治(第29条～第37条)、公共の役割(第38条～44条)といった、万人が歩む人生の節々で障害が招く二次的“障害”の軽減を図り、障害者がより快適な生活を遅れるよう配慮されている。

### Ⅲ. 学習への配慮

#### 1. 0歳児からのインクルージョン

共和国憲法で保障されている平等な教育権(憲法第2～4条、第9～10条、第21条、第30条、第33～34条、第

38条<sup>6)</sup>)に従い、障害のある子どもも他の子どもと同様な学習機会を保障され、小学校から中学校までの義務教育のみならず、先に述べたように0歳児の保育園通園から大学卒業まで学習の権利が保障されている(第12条第1項及び第2項)。これにより、障害のある子どもは0歳児から、保育園を始めとし、あらゆる公的機関で差別されることなく同等に教育を受ける権利があり、学校機関は受け入れ義務がある(第12条第2項)。また障害を理由にした受け入れ拒否はできない(第12条第4項)。あらゆる障害児がその能力を発達させる権利も保障され、それは治療のため入院中の子どもも病院で学習する権利が保障されている(第12条第3条・第9条・第10条)。

また、学習権尊重の対象であるイタリア国籍を持たない外国人の障害児も含まれており、例外なく徹底した社会的包括性がある(第3条第4項)。

#### 2. 家庭も主役

1977年に通常の学校への通学が認められた障害児であるが、「学校と家庭」「家庭と地域医療」といった本人と保護者がそれぞれの機関と連絡していた関係しかなかったのも、それぞれの意見の差や溝が生まれた場合の対応策は取られていなかった。そこで障害のある子どもが学校生活を円滑にさせるため、「学校—家庭—地域保健機関」の3者連携が提案された(第12条第6項)。これにより3者の透明性が高まり、障害児の保護者も教育計画へ主体的に参加し、意見の不一致で通常の学校通学を断念することが軽減された。また学校側も地域保健機関が派遣する医療専門家の協力で知識が補填され、障害児の医療的側面への理解がしやすくなった。そして、義務教育期間後も、高等学校及び大学で学校長及び学長の判断により障害児の学習に有効となる人材や設備投資されることが保障され、障害児の高等教育が容易になるよう配慮された(第13条第4項・第6-2項<sup>7)</sup>)。

加えて、障害児が生活する基盤と位置づけられる保護者には、経済行政支援がされ(第23条～第35条)、障害児を養育する保護者の健康や就労を保護する目的で、これまで一方の保護者が無職である場合許可されなかった毎月3日特別許可休暇(第33条)が、法改正で許可され、5年以上障害のある未成年の保護者に2年間の有給休暇が保障されるようになる(2000年第533法)。

#### 3. 個別教育計画

障害児の統合教育には1990年第142法第27条<sup>8)</sup>に基づ

6) <http://www.istruzione.campania.unina.it/skol/COSTITUZIONE%20E%20diritto%20allo%20studio.htm> (2009/11/30)

7) 1999年1月28日第17法により修正

く「プログラム協定」が作成され（第13条）、統合教育推進作業チームが組織し、州や市も積極的に協力することが義務付けられている。これにより、まず地域医療専門家や医師による機能診断<sup>9)</sup>がされ、そして学校で活動機能枠組み（通称PDF）が学級担任と支援教師により作成され、個別教育計画（通称PEI）には教育心理の教員と保護者が参加し地域保健機関の社会保健員や医療関係者・学級担任・支援教師によって起草される（1994年2月24日共和国大統領法第4条・第5条）。これらは進学するたびに学校へ提出され、それを元に教育委員会を通じ必要な人材が各種派遣されるのに必要な書類である。

ここでは医療面から機能診断、教育現場から活動機能枠組みが作成された後、障害児の教育計画が上記の通り関係者全員が集合して作成されることで、透明性があり、障害児の教育的発展を図る目的が最大限効果を上げるのみならず、各人が協調を図るようにも配慮されている。

#### 4. 支援教師

障害児の所属する学級には「支援教師」が配属される（第13条第3～6項）。この教員は日本の特別支援学校教員同様、普通教員免許の他に400時間専門教育を受け、障害児の教育計画に関わる。これは学級担任と協力し、障害児が他の生徒と融合できるよう配慮する役割を担うが、「障害児を担当するだけの教員」ではない。また学級担任も障害児を他の生徒同様に受け持つので、この2人の教員は協力して障害児の統合教育を推進させる役割を持つ（第13条第6項）。これにより旧体制の教員の統合教育不参加を制御し学級内で分業しないよう、積極的な統合教育推進が図られている。この意味で単なる特別支援学校教員の導入ではない。

また障害児4人に1人派遣されていた支援教師は生徒138人に1人派遣されるようになり、各学校に常勤できるようになった（1997年第449法第40条第3項<sup>10)</sup>）。

### IV. 1992年第104法

本法律は、全44の条項で構成される。本法は以下の節に分かれてはいないが、適当と思われる7部に独自の判断で名目をつけ分類した。ここでは統合教育に焦点を絞るため、社会生活に関わる第4節以下は全訳しない。

## 1. 権利

### 第1条 本法の目的

- a) 共和国は、人間尊厳の完全な尊重、障害者の自律権と自由権を保障し、家庭、学校、就労、社会における十分な統合を推進する。
- b) 共和国は、人間の発達、可能な限り最大な自律達成、障害者の集団生活参加を阻害する状況を予防し改善する。
- c) 共和国は、身体、精神、感覚の障害を負う人の機能的社会的回復を追求し、障害の予防、治療、リハビリへの尽力とサービスを保証し、障害者の法的経済的保護もそれにもれない。
- d) 障害者の社会的排除と疎外を克服させる裁量行為を行う。

### 第2条 一般原則

本法律は、障害者の支援、社会的統合、権利に関する基本法を通称とする。更にそれは、1948年2月26日憲法第5条で承認されたトレンティノー・アルトアディジェ州の特別規約第4条に従い共和国経済社会改革を制定する。

### 第3条 権利対象者

1. 学習障害、人間関係障害、または就労する際の統合に支障をきたし、社会的不利益や疎外の原因となる、恒常性もしくは進行性の、身体、精神、感覚に障害のある障害者とする。
2. 障害者は、生来と確固たる障害の関係を好ましく安定させる奉仕、個人に残留した全体的能力、リハビリ治療の効果に関し権利を有す。
3. 単一または重複の障害が、年齢に関連して個人の自律性を縮小させ、個別または相関次元で常時包括的に継続する援助が必要とみなされる場合、その状態は重度とされる。この重度と判断された状況は、公共サービスの裁量計画に優先権を生じる。
4. 本法は本国領域にいる外国人や無国籍者、在留者、居住者もしくは定住権のあるものに適用する。関連する義務行為は、現行法または国際協定で想定される条件と制限に相当する。

### 第4条 障害認定

第3条に関して、障害、支障、恒常的支援の必要性、個

8) [http://www.tutori.it/L142\\_90.htm](http://www.tutori.it/L142_90.htm) (2009/11/20)

9) 1994年2月24日共和国大統領令第3条第2項

<http://www.handylex.org/stato/d240294.shtml> (2009/11/20)

10) <http://www.handylex.org/stato/l271297.shtml#a40> (2009/11/20)

人に残留した全体的能力に関する認定は、1990年10月15日第295法第1条により、検討が必要な場合は社会福祉士と専門家が地域保健機構のサービスに加わる医療委員会を通じ、地域保険機構で行われる。

#### 第5条 障害者権利の一般基準

以下の目標により障害を理由とした免職、自律性の推進、社会統合の実現を追求する。

- a) 障害者とその家族、意識的な共同研究の対象となる者がある場合はそれらも考慮し、公共機関と私機関の合同計画を通じて、特に大学、国立研究院<sup>11)</sup>、社会保健サービスと共に、科学、遺伝、生物医学、教育心理、社会、技術の研究を進展させる。
- b) 予防策、出生前と早期の障害治療診断、障害因果の徹底研究を保障する。
- c) 現在可能な科学知識と技術による回復を保証するリハビリ治療サービスの時宜を得た対策、家庭や社会で障害者の維持、社会生活の参加と統合を保障する。
- d) 障害者の家族に、社会で障害者が融合し奪回する可能性に関連もする、事情を理解しやすくする社会保健情報を保障する。
- e) 社会保健助成の選択と実施には、潜在能力を活性化させ、家族、地域、障害者の連携を保障する。
- f) 障害の発病を時宜を得て阻止または発見したり、突発的障害による損害を最小に抑え克服するため、子どもと未成年者の発達と成長期全てにおいて第1、第2の予防策を保障する。
- g) 1990年6月8日第142法第27条に関するプログラム協定を基盤とする他の地域サービスを調整し融合させ、障害者の回復、支援、予防策に関する対策とサービスを地域分担させる。
- h) 障害者とその家族に適切な心理的教育心理的支援、個人もしくは家族支援サービス、技術器具とその補助金を保障し、緊急を要する場合や必須期間には、この条項の目的を達成するための補足的経済援助を規定する。
- i) 法人や協会の貢献を通じて、障害者の治療、損害を被った者のリハビリと社会への導入、予防策に向け、国民の参加と情報に関する永続的企画事業を推進する。
- l) 地域行政区分以外にもより適正な控除サービスの選択権を保障する。
- m) 本法で想定したサービス実施を通じて、社会的排除と疎外のあらゆる形態克服を推進する。

## 2. 医療

### 第6条 予防と未然診断

1. 出世前と早期の障害診断と予防の対策は、1978年12月23日第833法第53条及び第55条による保健計画枠組みと次の変更で実施する。
2. 1990年6月8日第142法、1978年12月23日第833法、以下の変更で管轄と権限が規定された州政府は本法施行期日より6ヶ月以内に以下を統制する：
  - a) 妊娠中、出産、新生児期、あらゆる発達段階で発生するであろう障害への先入観を未然に防ぎ、対応するその機能に関する情報提供サービスはもとより、障害の要因と後遺症に関する国民の衛生教育と情報
  - b) 特に妊産婦と生まれてくる胎児の自然に必要なものと出産リズムを尊重したお産の実現
  - c) 日常生活や職場において、先天性奇形や障害症状の要因になりうる危険要素の特定と排除。
  - d) 神経身体障害による身体、精神、感覚障害の要因となる遺伝病予防にむけ、出世前早期診断と遺伝相談サービス。
  - e) 妊娠中複雑化した病状治療とその特定に向けた妊娠期間中検査と、その後遺症予防策。
  - f) 妊娠、出産、危険な状態にある胎児への強固な救護。
  - g) 新生児期の、奇形早期診断に有効な査定及び先天性甲状腺機能低下症、フェニルケトン尿症、嚢包性繊維症についての時宜を得た治療とそれを特定する検査義務。検査と適用方法は、1978年12月23日第833法第5条1項に基づき発布された方針調整決議で統制される。この決議により、全新生児の診断を普及し、新陳代謝の先天性異常と内分泌症に関する他の症状が特定できる。
  - h) さらに保育園、幼稚園、義務教育の関係者との協力で、障害要因と症状の発症や不在を確認するため、8日目以内、30日目、6ヶ月から9ヶ月目と、1歳以降2年おきに子どもに検査し、誕生時から子どもを保護する永続した予防策実施。よって上述検診結果と子どもの健康状態安定に有効な保健資料に言及した、1978年12月23日第833法第27条に基づいた個別保険証を制定する。
  - i) 特に家庭内事故に言及し、日常生活や職場にある災害を予防し環境に有害なものを取り除くための情報、指導、通知、点検の対策
3. 国家は、特に風疹予防接種に関して、あらゆる障害を予防する予防手段措置を推進する。

11) CNR: Consiglio nazionale delle ricerche

## 第7条 ケアとリハビリ

障害者の治療とリハビリは、各障害者の能力を査定し、障害状態全体へ効果をあげるよう組み込まれた社会衛生的予防策をふまえたプロジェクトで実現し、その際家族や地域共同体も参加させる。この目的で全国保健サービスはその組織又は協定組織を通じ以下の点を保証する：

- a) 第8条第1項1) であげる日中または居住施設で行われる教育的、社会的回復センターや自宅で、リハビリや外来といった特別治療は言うまでもなく、障害者の早期治療とリハビリへの対策
  - b) 持病治療に必要な技術的装具、設備、補綴、補助の納入と修理
2. 州は、イタリア及び海外に点在する外国のサービスや援助に関する全面的で正確な情報を保証する。

## 第8条 社会的導入と社会統合

障害者の社会的導入及び統合は以下を通じて行う：

- a) 社会心理教育的支援、住居の社会保健支援、自宅救護、現行法規に関する経済基準の対策、障害者及びその核家族支援
  - b) 個人の自律性に重度の制限が一時的もしくは恒常的にある障害者への個別支援サービス
  - c) 公私建築物へのアクセスを保証し、公的に開放又は公共の場所で往来を阻止する物理的建築的バリアの除去や克服する直接的対策
  - d) 特に教育設備と技術設備、学習計画、特殊言語、評定、教員と非教員に適正な資質のある人材の余裕に留意し、障害者の情報権と就学権を具体化する措置
  - e) 自由時間や社会で教育奉仕やスポーツへの人材と器具調整
  - f) 個別や団体で就労世界への完全な統合と、多様な助成金での就職口の保護を振興する適切措置
  - g) 公私交通手段割引と特別交通手段の組織を保証する措置
  - h) 個人と核家族が受け入れる養子縁組と監督保護
  - i) 居住集団、家族の家、そして家族、自然、信頼の適切な対応が一時的に欠く障害者に適切な生活環境を保証し、脱施設化を振興する住居センターに組み込まれた同様の宿泊サービスの組織と支援
- 1) 教育的価値として義務教育を遂行した一時的又は恒常的障害者に人間関係生活を与える目標で、残留能力が就業統合に適さないと診断された場合に対応する、昼間の教育センター、社会リハビリセンターの設立や改善。社

会リハビリセンター基準は社会事業向け省の同意として、1988年8月23日第400法第12条に関し、国、州、トレントとボルザーノの自治県に関する永続的会議で意見を聞き保健省が定義する。

- m) 学校活動に一貫性と永続性のある教育活動を広め融合する学校外活動の運営

## 第9条 個別支援サービス

1. その予算内で地域保健機関や市は、技術支援、通信、補綴など、自立しやすくするようなあらゆる支援の整備を利用して、克服しがたい個人の自律や一時的又は恒常的に重度に制限のある市民へ人材支援サービスを通じ直接働きかけ、それは聴覚障害者向け通訳サービスも含める。
2. 個人支援サービスでは、保健サービスと地域に既存の社会支援と融合し、以下の作業を利用できる：
  - a) 現行法の意へ申し立てが認定され、その認可申請する者
  - b) ボランティア活動を申請した18歳以上の市民
  - c) ボランティア組織
3. 第2項 a) b) c) で示す人は特別教育歴がなければならぬ
4. 第2項 b) で示すものには1991年8月11日法第266法第2条第2項による詳細な基準を当てる。

## 第10条 重度障害者向け援助

1. 1990年6月8日第142法に関する社会サービス管轄にある市、市や県などの連合も、その会議、山岳共同体<sup>12)</sup>、地域保健機関は、1983年5月4日第184法に基づく対策を優先し、現行法が規定する方法で社会的教育的統合へ権利保証し、各々の予算で重度障害者へ集団住居や社会リハビリセンターを実現する。
  - 1-2. 第1項にある法人は核家族支援が低い対象者の社会的統合と保護向けに給付とサービスを行うことが出来る(1998年5月21日第162法追加)。
  2. 第8条第1項の1) の組織とm) の活動は第15条の統合教育用チームと学校の集団組織の合意の下行われる。
  3. 第1項にある法人は所定の財政により、法人、協会、基金、支援慈善公的機関、州に登録済みボランティア組織と共同体が振興する、重度障害者向け社会リハビリセンターと集団住居の支援と実現、州計画を考慮して事前に政策の妥当性審議などに共同することが可能である。

12) 山岳共同体 (le comunità montane) : 地域領域法人のひとつ。1971年12月3日第1102法で設立。2000年8月18日法令第267号第27条で規制化。人口の少ない山岳地域の有効利用を目的とし出資機能および共同体機能をもつ行政組織。

4. 本条第1項と第3項の措置は第38条の協定によっても実現可能とする。
5. 地形図収集、組織と機能にあたり、集団住居と社会リハビリセンターは受け入れ対象者の継続的社会性を追求するのに適してなければならず、公共サービスやボランティアとも直接企画する。
6. 第1項と第3項にあげる集団住居と社会リハビリセンター向け不動産に係る公私組織が提出した建築計画承認には現行の目的である不動産の効果的利用のため最低20年の制約が生じ、制約された土地もしくは特別利用目的地に建設され、1939年6月29日第1497法に従い、1985年6月27日第312法と、その改定で規制段階の部分的変更した1985年8月8日第431法による。本法で求める20年以上の効果的利用がなされない場合地域の都市計画を復元する。

#### 第11条 治療用海外滞在

1. 1989年11月22日官報第273号で公表された1989年11月3日保健省大臣令第7条で許可された例外とは、イタリアで認可された治療全期間中海外の高度な専門センターで、入院と、センターの関連組織や宿泊施設で患者と付き添いが宿泊すると、それは全入院期間と同等とみなされ、当該例外に当てはまり、払い戻し請求が可能である。
2. 1989年11月22日官報第273号で公表され1989年11月3日保健省大臣令第8条に関し保健省の中央会議は、家族にその給付方法も規定した1978年12月23日第833法第5条第1項により、公布した連携と方針決議で規定した基準で州が認知する措置に関する滞在に、払い戻しの判断を発表した。

### 3. 就学

#### 第12条 学習権と教育権

1. 0歳から3歳までの障害児は保育園入園が保障される。
2. 幼稚園、あらゆる段階の義務教育機関の共同学級、大学機関において障害者は教育権と学習権が保障される。
3. 統合教育は、学習、コミュニケーション、人間関係、社会関係において障害者の能力発達を目標とする。
4. 教育権と学習権行使には障害に関する支障が要因となる困難によって学習に支障があってはならない。
5. 障害者として生徒の特定し、機能診断結果を得ると、個別教育計画を形成する活動機能診断枠組みとなり、その定義に関連し、障害者の保護者との協力、地域保健機関スタッフ、各種学校の専門的人材、公共教育大臣の指定基準に即す教育心理に特定した教員の参加で対策を講じる。この枠組みは生徒の身体的、精神的、社会的、情

緒的性質を示し、障害が要因となる学習障害と回復の可能性だけでなく、障害者の文化的選択を考慮し維持、刺激、段階的強化と発達されるべく生来の能力も浮き彫りにする。

6. 始めの活動機能枠組み作成によって、地域保健機関関係者、学校、家族が集まり、あらゆる対策効果と学校環境による影響を管理する査定が行われる。
7. 第5項及び第6項で地域保健機関の課題は、1978年12月23日第833法第5条第1項で公布された指針決議で支持された方法で行う（1994年2月24日共和国大統領令・2006年2月23日内閣総理大臣法関連）。
8. 活動機能枠組みは幼稚園、小学校、中学校、高等学校過程でまとめられ更新される。
9. 体調が理由で一時的に通学に支障のある義務教育にある未成年障害者は、いずれにせよ学校教育と学習が保障される。
10. 病院、診療所、小児科において本条の対象者には、病院で経験をもつ又は専門家の指導の下1年の研修を受けた教育心理の特別教育を受けた担当者が就く。

#### 第13条 統合教育

1. 各種学校の共同学校と学区、そして大学における障害者の統合教育は、1976年5月11日第369法及び1977年8月4日第517法に留意し、次の点を改正する：
  - a) 保健、社会補助、文化、余暇、スポーツといった奉仕や公私法人が管理する地域の活動で学校奉仕を調整する計画。この目的で地域法人、学校組織、地域保健機関は管轄の範囲で、1990年6月8日第142法第27条に基づくプログラム協定を作成する。その法律施行から3ヶ月以内に教育省大臣令、社会事業省と保健省の意向でプログラム協定作成指針が示されている。このプログラム協定は、教育計画、リハビリ計画、個別社会化を実現する評価、実施、準備に向け、学校内外の統合も含まれる。更に協定には設置された協力活動の参加にあたり、公私法人が所有すべく要件も想定される。
  - b) あらゆる技術補助器具はもとより技術備品と教育助成を学校や大学で装備するのは、補助器具の個別装備に留まり、学習権行使に効果的機能をもつもので、専門センターとの協定、教育相談、特殊教材の生産と適正機能のある人を通じる。
  - c) 個人の要望や個人学習の特殊性にも対応した措置を大学側から計画する
  - d) 給付金は、大学と科学技術研究大臣令により本法公布3ヶ月以内に施行され、大学へ派遣する通訳の専門家により聴覚障害のある学生の通学と学習を容易にす

る。

- e) 1974年5月31日第419法共和国大統領令実施は障害児の通学する学級で実現される。
2. 第1項の目的を達成するため、地元法人と地域保健機関は障害児の要請に対し保育園の機能と組織を適応させることができ、リハビリ、社会性向上、統合教育に向け、専門教員、専門家、専門補助員の派遣と配属を早期に実現する。
  3. 各学校では1977年7月24日共和国大統領令と関連する改正に基づき、身体又は感覚障害のある生徒の個別な自律性とコミュニケーションを補助する地域法人向け義務とは、専門教員を派遣し支援活動を保障することである。
  4. 高等学校向け支援の採用は、他の各種学校に想定された人数を保障させるべく本法発布から勤務する人材の環境が調整されるが、第42条第6条h) で予定される需要へ経済援助の制限の範囲内で行われる。
  5. 中学校と高等学校では、第1項e) の企画実施を優先し、支援の教育活動が保証され、活動機能枠組みと結果的個別教育計画を基礎に特定された分野に関し専門の支援教員が実現する。
  6. 支援教師は教育計画や学級間会議、学級会議、職員会議の適任者として活動評価と起草に参加し働きかける学級や区分の共同責任を担う。
- 6-2. 大学に通学する障害のある学生は第1項b) の協定によっても実現される特別教材と技術補助が保証され、所定の専門チューターサービス、第16条第5項と第5項-2及び当条項の責務を担う人材と財政の範囲内で大学から設置される助成ももれない(1999年1月28日第17法で追加)。

#### 第14条 統合教育の実践方法

1. 教育大臣は1988年8月23日第399法共和国大臣令第26条に基づき障害のある学生の統合教育に関し認識させるため個別教員の教育と更新を想定し、1989年5月9日第168法第4条に基づき大学と科学技術研究大臣の調整方針に留意する。また、公共教育大臣は以下を想定する：
  - a) 少なくとも中学1年から特に障害者向け進路指導体系の活性化
  - b) 確固たる規制がなくとも個別学校教育に関する区分や学級に順応する基準で教育活動を組織する
  - c) 各種学校で教育的継続性を保証し、年少と年長を受け持つ教員間で連絡、各種学校で障害者が就学経験を最高に発展を義務付け、18歳までも義務教育完了に同意する。1974年5月31日第416法共和国大統領令

第4条第2項1) の専門家とした教員集団の採択により、生徒の利益に基づいて、学級及び学級間会議の提案には各学級3分の1の留年を認める。

2. 1990年11月19日第341法第4条の専門学校教育課程は、中高等学校の教員資格取得過程で、1990年第341法第4条第3項で定義された障害生徒の統合に関し、学習段階を定義する現行法を基礎に既に予定された配分の範囲内で任意の規律を認める。第4条にあげた専攻科は、専攻科が支援教育活動にも有効である際、卒業資格が関する規律に支援教育活動が関連する試験を教師が行う場合限定されなくてはならない。
3. 1990年第341法第3条第3項で定義された大学卒業過程には、大学課程定義に関し現行法に基づき事前配分の制限内で、障害生徒の統合教育に関する任意指導も含まれる。1990年第341法第3条第2項について、幼稚園と小学校での指导向け大学卒業資格は、1990年第341法第3条第3項に定義された、支援の教育活動準備に義務として特別に関係する試験を受けた場合にのみ支援教育活動試験へ学位が認められる。
4. 第2項の専攻科と第3項の大学過程の学習段階について想定された任意規準の教育は、試験と関連する審査を完了する大学と協定し専門的法人又は機関でも与えられる。専門課程の教員は大学卒業資格と専攻科卒業資格を所有しなくてはならない。
5. 1990年第341法第9条までも、専門学校に関し、1974年5月31日共和国大統領令、その改定、1975年10月31日第970法共和国大統領令、1982年5月20日第270法第65法の規定が適応する。
6. 専攻科の規定学位を欠如した教員が支援の配属につくことは、正規教員や専門家教員に欠く場合にのみ認可される。
7. 第13条第1項a) のプログラム協定は、学校、地域保健機関、回復と個別教育に携わる地域法人の人員向けに共通の更新コース開催を規定する。

#### 第15条 統合教育用作業チーム

1. 各県教育委員会では以下の作業チームを設置する：教育に関し責任者が指定した技術的監査、1982年5月20日第270法第14条第10項の学校の専門家、そして以下の改正、地方法人から専門家2名、地域保健機関の専門家2名、現行法公布より90日以内公共教育省が指定する規定に基づき教育に関し責任者が県レベルで指定する代表的な障害者協会から3名。作業チームは3年継続する。
2. 中学校と高校の教育指導では、教員、サービス人員、家族、生徒で作業と教育チームを作り、教育段階で準備

された教育企画の協力と統合教育に協力する課題がある。

3. 第1項の作業チームは、教育責任者の相談と提案、各学校への相談、地域法人と地域保健機関と第13条、第39条、第40条のプログラム協定行使と終了、個別教育の設定と実現、学習障害のある生徒の統合教育に関わるあらゆる活動にも、課題をもつ。
4. 作業チームは現在教育大臣と州知事に報告書送付することを企画する。州知事は第13条、第39条、第40条のプログラム協定の実態評価する報告書を活用できる。

#### 第16条 能率査定と試験

1. 教師が障害児を評価する際は、個別教育計画を基礎に、どんな教育的指針に関する特別な点に適應するか、どんな融合活動や支援が行われたのか、その他の規準で計画に含まれる部分的付け足しなど指示される。
2. 義務教育では、第1条で確認される要素を元に、生徒の能力と学習開始レベルの関係から生徒の発達を評価するのに適切な試験で、配属された教員によって行われる。
3. 高等学校においては、障害のある生徒は記述試験又は図形試験の実施、自律と会話を支援する人を入れ、より長い時間で同等な試験が認められる。
4. 障害児は、必要であれば補助器具を利用して大学でも試験もしくは学習評価する試験を受ける。
5. 障害の学生を援助する第3条、第4条にあげる個別的待遇は、教科教員と第13条第6項-2で保護するサービス器具を使い大学の試験も受けることができる。また、障害の種類に関する特殊技術器具利用も、専門チューターサービスを希望し同等試験を受けることも認可される(1999年1月28日第17法)。
- 5-2. 大学はその意志により、学内の統合に関する事業全て調整、監視、支援機能のある学長が委任する教員を配置する(1999年1月28日第17法)。

#### 第17条 専門教育

1. 1978年12月21日第845法第3条第1項l)及びm)、同法第8条第1項g)及びh)により実施する州は、公私センターの通常専門教育課程で障害者の受け入れを実現し、通常の学習方法を利用できない障害の生徒に、専門教育センターの活動における特別活動を通じてもある資格の獲得を保障し、それには高等教育機関で実現する個別教育計画から実施された方針を考慮に入れる。最後にセンターには必要な器具と補助を入れる。
2. 専門教育課程は、結果として通常学級または特別コース、就労前コースに入る障害者の要望と異なる能力を検

討する。

3. 専門教育センターは通常過程に通学できない障害者向け教育課程を設定する。教育課程はリハビリセンターで実施されてもよく、専門訓練向け事業や作業療法計画がある場合、言うなれば1978年第845法第5条の法人、ボランティア組織、現行法で認可された法人をも実施することが出来る。州は、本法公布3ヶ月以内に、1978年第845法第5条の専門教育活動用実施する年間計画と複数年計画をこの項により対策に講じる。
4. 第2項にある教育課程に通学した生徒には、地域経済生産枠組に関する障害者の義務採用に有効な修了証明書が発行される。
5. 1978年第845法での障害者優遇にあたり、1970年5月16日第281法第8条の共同基金の割合は、実習、教育契約、地域事業の仕事、就職前コースといった試験的就業訓練と教育へ率先して投資され、社会保険労働大臣令により現行6ヶ月以内に決められた指針と手続きに基づく。

#### 4. 就業

- 第18条 統合就業
- 第19条 設置義務権のある対象者
- 第20条 公的試験と専門資格試験
- 第21条 配属優先
- 第22条 公的及び私的企業における証明

#### 5. 日常生活

- 第23条 スポーツ、観光、余暇活動での障害撤去
- 第24条 建築的障害の除去と克服
- 第25条 情報通信
- 第26条 移動と公的交通機関
- 第27条 個別交通機関
- 第28条 障害者の乗り物便宜措置

#### 6. 政治

- 第29条 投票権行使
- 第30条 市民参加
- 第31条 住居確保
- 第32条 税務優遇措置
- 第33条 優遇措置
- 第34条 補綴と技能援助
- 第35条 未成年障害者の入院
- 第36条 刑法罰則の増大
- 第37条 障害者に関する刑法上手続き

## 7. 公共の責務

第38条 協定

第39条 州の課題

第40条 市の課題

第41条 社会事業向け大臣管轄と障害者政治全国委員会設立

第41条2 障害者政治の全国会議

第42条3 実験的プロジェクト

第43条 法令廃止

第44条 施行

## V. まとめ

このように特別支援学校が存在する日本人障害児にはイタリアの障害児よりも非常に高い専門教育機会が教育現場で与えられているが、統合教育しか存在しないイタリアでは健常者障害者が共に共存する機会が保障されている。

イタリアでは障害児が他の生徒と授業を受ける権利があると同時に、他の生徒も障害児と同じ授業を受ける権利があると認識されてきてもある。この意味で特殊学校やその学級設立は双方の学習権と平等権の侵害とみなされ、インクルーシブな教育による同級生との相乗効果に満足する現場の関係者が多い。

今年度発表されたボルザーノ大学研究グループが発表したデータ<sup>13)</sup>によると、95年～2001年生まれの障害児は70年以前に生まれた子どもより（内%）保育園31, 5%（7, 1%）、幼稚園98, 6%（41, 4%）、小学校90, 3%（61, 9%）、中学校88, 1%（44, 3%）通学し、85年～90年生まれの障害児は同じく70年代生まれの子より高等学校60, 4%（25, 6%）、専門学校20, 3%（23, 2%）の割合で学習している。また、70年代生まれの子どもの23, 5%が高等学校以上へ進学希望していたのに対し、85年～2001年生まれの子どもは70, 8%が希望しており<sup>14)</sup>、障害児の“高学歴化”が進んでいる。また、各学校段階で「他の家族に受け入れられているか」「同級生に受け入れられているか」というアンケート回答では、他の家族より同級生に受け入れられていると感じる生徒がそれぞれ約1割多く、日頃の人間関係が影響しているといえよう。そして全体の約7～8割以上が「はい・いいえ・一部」という3択で同級生に受け入れられていると感じている。

70年代に始まる統合教育は、こうして90年代によくイタリア教育制度として確立し現在に至る。障害児が教育を受ける際必要な援助内容を詳細に明記したこの法律は2009年現在に至るまで抜本的な法改正はなされておらず、一部改正のみに留まっているという点からも、本法がイタリア統合教育を決定付ける中核であるともいえる<sup>15)</sup>。上記アンケート結果を見ても、障害児のインクルーシブな教育は開始当初から向上しており、1992年第104法が機能しているといえよう。

また特殊学校通学には寄宿や遠距離通学を余儀なくされるような遠隔地や遠方に住む児童も、生活地域の学校へ通学することで、生活基盤が変える必要がなく、地域共同体から逸脱することはない。

### 引用・参考文献

Andrea Canevaro, (1999) *Pedagogia speciale*, Torino, Bruno Mondadori.

Andrea Canevaro (a cura di), (2007) *L' integrazine scolastica degli alunni con disabilità*, Trento, Erickson.

Andrea Canevaro (a cura di), Luigi d' Alonzo, Dario Ianes, (2009) *L' integrazione scolastica di alunni con disabilità dal 1977 al 2007*, Bolzano, Bolzano University Press.

Dario Ianes, (2002) *Didattica Speciale per l' integrazione*, Trento, Erickson.

Dario Ianes e Mario Tortello, (2000) *Handicap e risorse per l' integrazione*, Trento, Erickson.

Franco Frabboni, Luigi Guerra, Cesare Scurati, (1999) *Pedagogia*, Torino, Bruno Mondadori.

Sandro Buonomo, Nina Daita, Giovanni Novelli, (2002) *I diritti dei cittadini disabili*, Roma, Ediesse.

*L' integrazione Scolastica e sociale*, (2004) 3/5 novembre 2004, Trento, Erickson.

WEBサイト (2009年11月20日現在)

<http://www.comune.bologna.it/istruzione/normativa/index.php>

<http://www.pubblica.istruzione.it/>

<http://www.handylex.org/stato/I050292.shtml>

[http://educare.it/Handicap/handicap\\_index.htm](http://educare.it/Handicap/handicap_index.htm)

13) 有効回答率98, 2%。有効回答数1844。

Luigi d'Alonzo, Dario Ianes (2009). *L'integrazione scolastica di alunni con disabilità dal 1977 al 2007*. a cura di Andrea Canevaro, Bolzano, Bolzano University Press. (pp.42)

14) 引用同上 (pp.128-132)

15) しかしこの点について、ボルザーノ大学ダリオ・イアネス教授は、2009年11月にリミニ市で開催された第7回統合教育の資質国際会議で“飽和期にありがちな無関心が進む危険性”だとも警告している。

<http://www.darioianes.it/>

<http://www.disabili.com/scuola-a-istruzione>

[http://www.governo.it/GovernoInforma/Dossier/legge\\_104/dati.html](http://www.governo.it/GovernoInforma/Dossier/legge_104/dati.html)

[http://www.governo.it/GovernoInforma/Dossier/agevolazioni\\_disabili/L\\_104.pdf](http://www.governo.it/GovernoInforma/Dossier/agevolazioni_disabili/L_104.pdf)

[http://it.wikipedia.org/wiki/Comunit%C3%A0\\_montana](http://it.wikipedia.org/wiki/Comunit%C3%A0_montana)